

1の8 関係機関連携加算

150単位

- 注1 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、1ヶ月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 2 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第1の12の2に規定する関係機関連携加算のハ、第3の10の2に規定する関係機関連携加算のハ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の16に規定する関係機関連携加算のハ、同表第2の16に規定する関係機関連携加算のハ又は同表第3の15に規定する関係機関連携加算のハを算定しているときは、算定しない。

[2 略]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 略]

[4・5 略]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援	
1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）	
イ 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下この第1において同じ。）	
(1) 医療的ケア区分3	
（一）利用定員が20人以下の場合	3,364単位
（二）利用定員が21人以上30人以下の場合	3,178単位
（三）利用定員が31人以上40人以下の場合	3,066単位
（四）利用定員が41人以上の場合	2,970単位
(2) 医療的ケア区分2	
（一）利用定員が20人以下の場合	2,348単位
（二）利用定員が21人以上30人以下の場合	2,162単位
（三）利用定員が31人以上40人以下の場合	2,050単位
（四）利用定員が41人以上の場合	1,954単位

[加える。]

[2 同左]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 同左]

[4・5 同左]

[表を加える。]

(3) 医療的ケア区分 1		
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,010単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,824単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,712単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,616単位	
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合		
(一) 利用定員が20人以下の場合	1,332単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,146単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,035単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	938単位	
□ 時間区分 2 (指定児童発達支援の提供時間が1時間30分超3時間以下。以下この第1において同じ。)		
(1) 医療的ケア区分 3		
(一) 利用定員が20人以下の場合	3,397単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	3,207単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,092単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	2,994単位	
(2) 医療的ケア区分 2		
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,381単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	2,191単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,076単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,978単位	
(3) 医療的ケア区分 1		
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,043単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,853単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,738単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,640単位	
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合		
(一) 利用定員が20人以下の場合	1,365単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,175単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,061単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	962単位	
ハ 時間区分 3 (指定児童発達支援の提供時間が3時間超5時間以下。以下この第1において同じ。)		
(1) 医療的ケア区分 3		
(一) 利用定員が20人以下の場合	3,464単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	3,265単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,145単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	3,041単位	

(2) 医療的ケア区分 2	
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,448単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	2,249単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,129単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	2,025単位
(3) 医療的ケア区分 1	
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,110単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,910単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,790単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,687単位
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	1,432単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,233単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,113単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,009単位

注 1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たっては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

3 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めめた場合に限り、時間区分 1 の所定単位数を算定する。

4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合
別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

　(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

　(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出でない場合 100分の85

5 営業時間（指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

- 6 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 9 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|----------------------|-------|
| イ 利用定員が20人以下の場合 | 603単位 |
| ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 531単位 |
| ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 488単位 |
| ニ 利用定員が41人以上の場合 | 445単位 |
- 11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|--|------|
| イ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であつて専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 | |
| (1) 利用定員が30人以下の場合 | 62単位 |
| (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 53単位 |
| (3) 利用定員が41人以上の場合 | 42単位 |
| ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（イに掲げる場合を除く。） | |
| (1) 利用定員が30人以下の場合 | 51単位 |
| (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 43単位 |
| (3) 利用定員が41人以上の場合 | 34単位 |

ハ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）	
(1) 利用定員が30人以下の場合	41単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(3) 利用定員が41人以上の場合	27単位
二 児童指導員等を配置する場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）	
(1) 利用定員が30人以下の場合	36単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	31単位
(3) 利用定員が41人以上の場合	24単位
ホ その他の従業者を配置する場合	
(1) 利用定員が30人以下の場合	30単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(3) 利用定員が41人以上の場合	20単位
12 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この第1において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注11の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。	
イ 利用定員が30人以下の場合	41単位
ロ 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
ハ 利用定員が41人以上の場合	27単位
2 家族支援加算	
イ 家族支援加算(I)	
(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合	
(一) 所要時間1時間以上の場合	300単位
(二) 所要時間1時間未満の場合	200単位
(2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合	100単位
(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合	80単位
ロ 家族支援加算(II)	
(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	80単位
(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	60単位
注1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第四条の規定により旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者」と	

いう。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第1において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えていたときはロを算定しない。

3 食事提供加算

- | | |
|--------------|------|
| イ 食事提供加算(I) | 30単位 |
| ロ 食事提供加算(II) | 40単位 |

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度(指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。)が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算		
イ 福祉専門職員配置等加算(I)	15単位	
ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	10単位	
ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	6 単位	
注 1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上あるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。		
3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出した旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。		
(1) 一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士 ((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。		
(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。		
6 栄養士配置加算		
イ 栄養士配置加算(I)		
(1) 利用定員が40人以下の場合	37単位	
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位	
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位	
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位	
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位	
(6) 利用定員が81人以上の場合	16単位	
ロ 栄養士配置加算(II)		
(1) 利用定員が40人以下の場合	20単位	
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位	
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位	
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位	
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	10単位	
(6) 利用定員が81人以上の場合	9 単位	

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

7 欠席時対応加算 94単位

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

9 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

10 集中的支援加算 1,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

11 個別サポート加算(II)	150単位
注 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
12 入浴支援加算	55単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	
13 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(I)	32単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	
(1) 看護を受けた障害児が1人	800単位
(2) 看護を受けた障害児が2人	500単位
(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下	400単位
ホ 医療連携体制加算(V)	
(1) 看護を受けた障害児が1人	1,600単位
(2) 看護を受けた障害児が2人	960単位
(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下	800単位
ヘ 医療連携体制加算(VI)	500単位
ト 医療連携体制加算(VII)	250単位
注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	
2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	
3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	

- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。
- 6 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している場合は、算定しない。
- 7 ハトについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

14 送迎加算

- イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位
ロ 中重度医療的ケア児の場合 80単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

15 延長支援加算

イ 障害児の場合（口に規定する場合を除く。）

(1) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
(2) 延長支援時間2時間以上の場合	123単位

ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(1) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
(2) 延長支援時間2時間以上の場合	256単位

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この15において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 イ又はロを算定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については61単位を、ロを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

16 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位

注1 イについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、

児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

17 事業所間連携加算

- | | |
|----------------|-------|
| イ 事業所間連携加算(I) | 500単位 |
| ロ 事業所間連携加算(II) | 150単位 |

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

18 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立つて、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

19 福祉・介護職員待遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

イ 利用定員が15人以下の場合	1,352単位
ロ 利用定員が16人以上20人以下の場合	1,057単位
ハ 利用定員が21人以上の場合	939単位

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合
別にこども家庭庁長官が定める割合